

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）（素案の叩き台）の概要

【ポイント】

指定を行う行政機関 [項目 1]

- 法案修正等の経緯を踏まえ特定秘密の指定を行う行政機関を規定（対象となる行政機関は関係省庁と要調整）

特定秘密指定管理簿の整備 [項目 2]

- 特定秘密の指定を行う行政機関は、特定秘密指定管理簿を整備
- 指定の年月日、その有効期間等を記録し、特定秘密の指定、解除等を適切に管理

文書等への確実な特定秘密の表示 [項目 2 (1)、3 (2)～(5)]

- 特定秘密の範囲を外形的に明らかにするため、特定秘密文書等への特定秘密の表示等を確実な方法により実施
- 特定秘密の提供を受けた者においても同様の措置を実施

指定解除等の際の特定秘密の表示の確実な除去 [項目 2 (2)・(4)、3 (2)～(4)]

- 指定の解除等を外形的に明らかにするため、特定秘密の表示を抹消
- 特定秘密の提供を受けた者においても同様の措置を実施

実施すべき保護措置の具体的列挙 [項目 3]

- 特定秘密を取り扱う職員の決定、保護業務を管理する者の指名、特定秘密を取り扱う場所への立入り制限等の保護措置を具体的に列挙

文書等の緊急廃棄 [項目 3 ⑩]

- 保護措置の一環として、特定秘密文書等の奪取等のおそれがある緊急事態における廃棄措置を規定

※ 内閣府に置かれるチェック機関については、審議官級の組織（独立公文書管理監（仮称））を定めることについて関係省庁と要調整

1 行政機関

- 特定秘密の指定を行わない行政機関（法第3条第1項ただし書）として、当面指定を行う見込みがないと考えられる行政機関を規定する。

2 特定秘密の指定

(1) 指定に伴う措置

- 行政機関の長は、特定秘密の指定、解除等を適切に管理するため、特定秘密指定管理簿（電磁的記録によるものでも可）を備え付け、指定をしたときは、次の事項を記載又は記録し、指定に関する記録（法第3条第2項）を作成する。
 - ・ 指定年月日
 - ・ 指定の有効期間及びその満了する年月日
 - ・ 指定に係る特定秘密である情報の要約
 - ・ 指定に係る特定秘密である情報が法別表のいずれの事項に関するもので

あるかの別 等

- 特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該特定秘密を化体する物件をいう。以下同じ。）への特定秘密の表示（法第3条第2項第1号）は、その見やすい箇所に確実な方法により行う。文書等のうち特定秘密である情報を記録し又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該部分に行う。
- 指定に係る通知（法第3条第2項第2号）は、指定年月日、指定の有効期間、指定に係る特定秘密である情報の要約等を記載した書面により行う。

(2) 指定の有効期間の満了に伴う措置

- 行政機関の長は、指定の有効期間が満了したときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 特定秘密指定管理簿への指定の有効期間が満了した旨の記載又は記録
 - ・ 特定秘密文書等にされている特定秘密の表示の抹消及び指定の有効期間が満了した旨の表示
 - ・ 指定に係る通知を受けた者に対する指定の有効期間が満了した旨の書面による通知
 - ・ 法の規定により特定秘密を提供した者等に対する指定の有効期間が満了した旨の書面による通知

(3) 指定の有効期間の延長に伴う措置

- 行政機関の長は、指定の有効期間を延長（法第4条第2項）したときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 特定秘密指定管理簿への指定の有効期間を延長した旨、延長後の指定の有効期間、その満了する年月日等の記載又は記録
 - ・ 指定に係る通知を受けた者に対する指定の有効期間を延長した旨の書面による通知
 - ・ 法の規定により特定秘密を提供した者等に対する指定の有効期間を延長した旨、延長後の指定の有効期間及びその満了する年月日の書面による通知

(4) 指定の解除に伴う措置

- 行政機関の長は、指定を解除（法第4条第7項）したときは、次の措置を講ずる。
 - ・ 特定秘密指定管理簿への指定を解除した旨及びその年月日の記載又は記録
 - ・ 特定秘密文書等にされている特定秘密の表示の抹消及び指定を解除した旨の表示
 - ・ 指定に係る通知を受けた者に対する指定を解除した旨及びその年月日の書面による通知
 - ・ 法の規定により特定秘密を提供した者等に対する指定を解除した旨及びその年月日の書面による通知

3 特定秘密の保護措置

(1) 指定をした行政機関

- 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するため、次の措置の実施に関する規程を定める。
 - ① 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定

- ② 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
 - ③ 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
 - ④ 特定秘密の保護に関し必要な施設、設備及び機器の整備
 - ⑤ 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
 - ⑥ 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
 - ⑦ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
 - ⑧ 特定秘密の伝達の方法の制限
 - ⑨ 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査
 - ⑩ 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破碎その他の方法による特定秘密文書等の廃棄
 - ⑪ 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合の被害の発生及び再発の防止、原因の究明その他の措置
 - ⑫ ①から⑪までに掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要と認められる措置
- 法第5条第1項の政令で定める措置（指定をした行政機関における特定秘密の保護措置）は、上記の規程に従い特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること及び上記②から⑫までに掲げる措置を講ずることとする。

(2) 都道府県警察

- 法第5条第3項の政令で定める事項（特定秘密の保護措置として警察庁長官が都道府県警察に指示する事項）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲及び次の措置の実施に関する事項とする。
- ・ 上記(1)②から⑫までに掲げる措置
 - ・ 特定秘密文書等への表示、取扱者への通知、指定の有効期間が満了した際の表示の抹消・通知等の措置

(3) 適合事業者

- 法第5条第4項の政令で定める基準（適合事業者の基準）は、次の措置の実施に関する規程を定め、当該規程に従ってこれら措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができると認められることとする。
- ・ 特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲の決定
 - ・ 従業者に対する特定秘密の保護に関する教育
 - ・ 上記(1)②及び④から⑫までに掲げる措置
- 法第5条第5項の政令で定める事項（特定秘密の保護措置として適合事業者との契約で定める事項）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲及び次の措置の実施に関する事項とする。
- ・ 従業者に対する特定秘密の保護に関する教育
 - ・ 上記(1)②及び④から⑫までに掲げる措置
 - ・ 特定秘密文書等への表示、取扱者への通知、指定の有効期間が満了した際の表示の抹消・通知等の措置
 - ・ 特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第12条第1項第3号に規定する事情があると認められた場合における報告等の措置

(4) 特定秘密の提供を受ける他の行政機関

- 法第6条第2項の政令で定める事項（他の行政機関に特定秘密を提供する際の協議事項）は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲及び次の措置の実施に関する事項とする。
 - ・ 上記(1)②から⑫までに掲げる措置
 - ・ 特定秘密文書等への表示、取扱者への通知、指定の有効期間が満了した際の表示の抹消・通知等の措置

(5) その他公益上の必要による提供を受ける者

- 法第10条第1項第1号の政令で定める措置（公益上の必要による特定秘密の提供を受ける者による保護措置）は、次の措置とする。
 - ・ 特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること
 - ・ 提供に係る業務以外に特定秘密が利用されないようにすること
 - ・ 特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること
 - ・ 特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること
 - ・ 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること
 - ・ 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄等の方法を制限すること
 - ・ 特定秘密の伝達の方法を制限すること
 - ・ 特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること
 - ・ 特定秘密文書等の紛失等の事故が生じた場合における報告の方法を定めること
 - ・ 特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が特定秘密であることを認識させるために必要な通知又は特定秘密文書等についてする表示等の方法を定めること

4 特定秘密の取扱者の制限

- 合議制の機関を構成する職であって、就任について国会等の同意によることを必要とするもののうち、特定秘密の取扱いの業務を行う見込みが高いと考えられるものとして、国家公安委員会委員、公安審査委員会の委員長及び委員、原子力規制委員会の委員長及び委員、都道府県公安委員会委員を規定する（法第11条第7号）。

5 適性評価

- 適性評価の実施に当たっては、適性評価の対象となる者に法第12条第2項各号に掲げる事項に関する質問票を交付して記載を求める。
- 適性評価の告知及び同意（法第12条第3項）は書面により行う。
- 適性評価に関する個人情報の利用及び制限に関し、懲戒事由等に準ずる事由を規定する。
- 行政機関の長は、適性評価に関する権限又は事務を、国家公務員法により任命権が委任された職員等に委任することができる。

6 その他

- 政令の施行期日、自衛隊法施行令の一部改正、防衛秘密の特定秘密への移行に伴う経過措置等

特定秘密の保護に関する法律施行令（仮称）（素案の叩き台）

※今後、関係省庁との調整の過程で変更があり得る

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 特定秘密の指定等
 - 第一節 特定秘密の指定（第四条—第八条）
 - 第二節 指定の有効期間及び解除（第九条—第十二条）
 - 第三節 特定秘密の保護措置（第十三条—第十六条）
- 第三章 他の行政機関等による特定秘密の保護措置（第十七条・第十八条）
- 第四章 特定秘密の取扱者の制限（第十九条）
- 第五章 適性評価（第二十条—第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（法第二条第五号の政令で定める特別の機関）

第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

（法第三条第一項の政令で定める者）

第二条 法第三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 最高検察庁にあつては、検事総長
- 二 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 三 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 四 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正

（法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関）

第三条 法第三条第一項ただし書の政令で定める行政機関は、次に掲げる行政機関以外の行政機関とする。 ※ 関係省庁と要調整

- 一 国家安全保障会議
- 二 内閣官房
- 三 内閣府
- 四 国家公安委員会
- 五 総務省
- 六 消防庁

- 七 法務省
- 八 公安審査委員会
- 九 公安調査庁
- 十 外務省
- 十一 厚生労働省
- 十二 経済産業省
- 十三 資源エネルギー庁
- 十四 海上保安庁
- 十五 原子力規制委員会
- 十六 防衛省
- 十七 警察庁

第二章 特定秘密の指定等

第一節 特定秘密の指定

(特定秘密指定管理簿の備付け等)

第四条 行政機関の長（前条各号に掲げる行政機関の長に限る。）は、次条に規定する事項その他の特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するために必要な事項を記載し、又は記録した帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）を備え、これを保存するものとする。

(指定に関する記録の作成)

第五条 法第三条第二項の規定による指定に関する記録の作成は、特定秘密指定管理簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

- 一 指定をした年月日
- 二 指定の有効期間及びその満了する年月日
- 三 指定に係る特定秘密である情報を他の情報と区別することができ、かつ、特定秘密として取り扱うことを要しないように要約したもの
- 四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
- 五 法第三条第二項の規定により講ずる措置が同項各号のいずれの措置であるかの別

(特定秘密の表示)

第六条 法第三条第二項第一号の規定による表示（以下「特定秘密の表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

- 一 特定秘密である情報を記録する文書又は図画 別記第一様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。
- 二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録 当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式に係る文字及び図形を共に認識することができるように、当該電磁的記録を更新すること。
- 三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物件 別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報を記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。

（通知）

第七条 法第三条第二項第二号の規定による通知は、特定秘密である情報について第五条第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

（法第三条第三項の規定により講じた措置の記録）

第八条 行政機関の長は、法第三条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。

第二節 指定の有効期間及び解除

（指定の有効期間の満了に伴う措置）

第九条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。
- 二 当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。

三 当該指定に係る特定秘密であった情報を取り扱う者で法第三条第二項第二号の規定による通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

四 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第五条第二項の規定による通知を受けた都道府県警察

ロ 当該指定について法第五条第四項の規定による通知を受けた適合事業者

ハ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項又は第十八条第四項の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供又は当該特定秘密である情報を含む資料の提出を受けた者

2 第六条の規定は、前項第二号の規定による指定の有効期間が満了した旨の表示について準用する。この場合において、同条中「別記第一様式」とあるのは、「別記第二様式」と読み替えるものとする。

(指定の有効期間の延長)

第十条 行政機関の長は、法第四条第二項の規定により指定の有効期間を延長したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間、その満了する年月日並びに法第四条第四項の規定による内閣の承認を得たときはその旨及び当該承認の年月日を記載し、又は記録すること。

二 当該指定に係る特定秘密である情報を取り扱う者で法第三条第二項第二号の規定による通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

三 次に掲げる者に対し、当該指定の有効期間を延長した旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

イ 当該指定について法第五条第二項の規定による通知を受けた都道府県警察

ロ 当該指定について法第五条第四項の規定による通知を受けた適合事業者

ハ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項又は第十八条第四項の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供又は当該特定秘密である情報を含む資料の提出を受けた者

(内閣に特定秘密を提示する場合の措置)

第十一条 法第四条第五項の政令で定める措置は、収納物を外部から見るができないような運搬容器に特定秘密文書等を収納し、これを施錠した上で、同項の行政機関の長が当該行政機関において当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員のうちから指名するものに携行させることとする。

(指定の解除)

第十二条 行政機関の長は、法第四条第七項の規定により指定を解除したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 特定秘密指定管理簿に当該指定を解除した旨及びその年月日を記載し、又は記録すること。
- 二 当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示を抹消した上で、当該指定を解除した旨の表示をすること。
- 三 当該指定に係る特定秘密であった情報を取り扱う者で法第三条第二項第二号の規定による通知を受けたものに対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。
- 四 次に掲げる者に対し、当該指定を解除した旨及びその年月日を書面により通知すること。
 - イ 当該指定について法第五条第二項の規定による通知を受けた都道府県警察
 - ロ 当該指定について法第五条第四項の規定による通知を受けた適合事業者
 - ハ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項又は第十八条第四項の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供又は当該特定秘密である情報を含む資料の提出を受けた者

2 第六条の規定は、前項第二号の規定による指定を解除した旨の表示について準用する。この場合において、同条中「別記第一様式」とあるのは、「別記第三様式」と読み替えるものとする。

第三節 特定秘密の保護措置

(行政機関の長による特定秘密の保護措置)

第十三条 行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、次に掲げる措置の実施に関する規程を定めるものとする。

- 一 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定
- 二 特定秘密の保護に関する業務を管理する者の指名
- 三 職員に対する特定秘密の保護に関する教育
- 四 特定秘密の保護に関し必要な施設、設備及び機器の整備
- 五 特定秘密を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限
- 六 特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限
- 七 特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限
- 八 特定秘密の伝達（特定秘密文書等の交付以外の方法によるものに限る。第十八条第七号において同じ。）の方法の制限

九 特定秘密の取扱いの業務の状況の検査

十 特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態に際し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合における焼却、破砕その他の方法による特定秘密文書等の廃棄

十一 特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生及び再発の防止、原因の究明その他の措置

十二 前各号に掲げるもののほか、特定秘密の保護に関し必要と認められる措置

2 法第五条第一項の政令で定める措置は、前項の規程に従い、法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、法第五条第一項の行政機関において同項の指定に係る特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めること及び前項第二号から第十二号までに掲げる措置を講ずることとする。

(都道府県警察による特定秘密の保護措置)

第十四条 法第五条第三項の政令で定める事項は、同条第二項の指定に係る特定秘密で同項の都道府県警察が保有するものの取扱いの業務を行わせる職員の範囲並びに当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下この項及び第二十条において「警察本部長」という。）による次に掲げる措置及び当該特定秘密に係る前条第一項第二号から第十二号までに掲げる措置の実施に関する事項とする。

一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置

二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該指定に係る特定秘密文書等について、前号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。

ロ 当該特定秘密であった情報を取り扱う者で前号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

ハ 法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。

三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合に講ずる次に掲げる措置

イ 当該特定秘密である情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

ロ 法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。

四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置

- イ 当該指定に係る特定秘密文書等について、第一号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定が解除された旨の表示をすること。
- ロ 当該特定秘密であった情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。
- ハ 法第十条第二項の規定により当該警察本部長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

2 前項の規定は、法第七条第二項において準用する法第五条第三項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「同条第二項の指定に係る特定秘密で同項の都道府県警察が保有するもの」とあるのは「法第七条第一項の規定による提供を受けて同項の都道府県警察が保有することとなる特定秘密」と、同項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等で当該都道府県警察において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号イ及び第四号イ中「について、」とあるのは「について、特定秘密の表示及び」と読み替えるものとする。

(適合事業者に係る基準)

第十五条 法第五条第四項の政令で定める基準は、次に掲げる措置並びに第十三条第一項第二号及び第四号から第十二号までに掲げる措置の実施に関する規程を定めており、かつ、当該規程に従ってこれらの措置を講ずることにより、特定秘密を適切に保護することができることと認められることとする。

- 一 特定秘密の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（次号及び次条第一項において単に「従業者」という。）の範囲の決定
- 二 従業者に対する特定秘密の保護に関する教育

(適合事業者による特定秘密の保護措置)

第十六条 法第五条第五項の政令で定める事項は、同条第四項の指定に係る特定秘密で同項の適合事業者が保有するものの取扱いの業務を行わせる従業者の範囲並びに当該適合事業者による次に掲げる措置及び当該特定秘密に係る前条に規定する措置（同条第一号に掲げる措置を除く。）の実施に関する事項とする。

- 一 当該特定秘密である情報について講ずる法第三条第二項各号のいずれかに掲げる措置
- 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置
 - イ 当該指定に係る特定秘密文書等について、前号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。

- ロ 当該特定秘密であった情報を取り扱う者で前号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
 - ハ 法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
- 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合に講ずる次に掲げる措置
- イ 当該特定秘密である情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。
 - ロ 法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。
- 四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置
- イ 当該指定に係る特定秘密文書等について、第一号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定が解除された旨の表示をすること。
 - ロ 当該特定秘密であった情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。
 - ハ 法第十条第三項の規定により当該適合事業者から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。
- 五 当該特定秘密の取扱いの業務を行う従業者について、法第十二条第一項第三号に規定する事情があると認められた場合における当該特定秘密の指定をした行政機関の長に対する報告その他の措置
- 2 前項の規定は、法第八条第二項において準用する法第五条第五項の政令で定める事項について準用する。この場合において、前項中「同条第四項の指定に係る特定秘密で同項の適合事業者が保有するもの」とあるのは「法第八条第一項の規定による提供を受けて同項の適合事業者が保有することとなる特定秘密」と、同項第一号中「について講ずる法第三条第二項各号のいずれか」とあるのは「に係る特定秘密文書等で当該適合事業者において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号」と、同項第二号イ及び第四号イ中「について、」とあるのは「について、特定秘密の表示及び」と、同項第五号中「指定」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。

第三章 他の行政機関等による特定秘密の保護措置

(他の行政機関による特定秘密の保護措置)

第十七条 法第六条第二項の政令で定める事項は、同条第一項の規定による提供を受けて同項の他の行政機関が保有することとなる特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲並びに当該他の行政機関の長による次に掲げる措置及び当該特定秘密に係る第十三条第一項第二号から第十二号までに掲げる措置の実施に関する事項とする。

- 一 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等で当該他の行政機関において作成したものについて講ずる法第三条第二項第一号に掲げる措置又は当該情報について講ずる同項第二号に掲げる措置
- 二 当該特定秘密の指定の有効期間が満了した場合に講ずる次に掲げる措置
 - イ 当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示及び前号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定の有効期間が満了した旨の表示をすること。
 - ロ 当該特定秘密であった情報を取り扱う者で前号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
 - ハ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条又は第十条第一項の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が満了した旨を書面により通知すること。
- 三 当該特定秘密の指定の有効期間が延長された場合に講ずる次に掲げる措置
 - イ 当該特定秘密である情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。
 - ロ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条又は第十条第一項の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定の有効期間が延長された旨、延長後の当該指定の有効期間及びその満了する年月日を書面により通知すること。
- 四 当該特定秘密の指定が解除された場合に講ずる次に掲げる措置
 - イ 当該指定に係る特定秘密文書等について、特定秘密の表示及び第一号に掲げる措置としてした表示を抹消した上で、当該指定が解除された旨の表示をすること。
 - ロ 当該特定秘密であった情報を取り扱う者で第一号に掲げる措置としてした通知を受けたものに対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。
 - ハ 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条又は第十条第一項の規定により当該他の行政機関の長から当該特定秘密の提供を受けた者に対し、当該指定が解除された旨及びその年月日を書面により通知すること。

(その他公益上の必要による特定秘密の提供を受けた者による特定秘密の保護措置)

第十八条 法第十条第一項第一号の政令で定める措置は、同条（同号に係る部分に限る。）の規定により特定秘密の提供を受ける者による次に掲げる措置とする。

- 一 当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること。
- 二 当該提供の目的である業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすること。
- 三 当該特定秘密の保護に関する業務を管理する者を指名すること。
- 四 当該特定秘密を利用し、又は知る者に対し、特定秘密の保護の重要性を理解させること。
- 五 当該特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用を制限すること。
- 六 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法を制限すること。
- 七 当該特定秘密の伝達の方法を制限すること。
- 八 当該特定秘密の利用の状況の検査の方法を定めること。
- 九 当該特定秘密である情報に係る特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における当該提供をした者に対する報告の方法を定めること。
- 十 当該特定秘密を利用し、又は知る者に、その利用し、又は知る情報が当該特定秘密であることを認識させるために必要な通知又は当該情報に係る特定秘密文書等についてする表示であって、当該提供の目的である業務の遂行に支障のない範囲内とするものの方法を定めること。

第四章 特定秘密の取扱者の制限

第十九条 法第十一条第七号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国家公安委員会委員
- 二 公安審査委員会の委員長及び委員
- 三 原子力規制委員会の委員長及び委員
- 四 都道府県公安委員会委員

第五章 適性評価

(適性評価の実施)

第二十条 行政機関の長又は警察本部長は、法第十二条第一項又は第十五条第一項

の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第十二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるものとする。

(評価対象者に対する告知等)

第二十一条 法第十二条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知及び同意は、書面により行うものとする。

(国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由)

第二十二条 法第十六条第一項の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条第二項の規定に基づき人事院規則で定める降任若しくは免職の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づき条例で定める休職若しくは降給の事由又は同法第二十九条の二第二項の規定に基づき条例で定める降任若しくは免職の事由とする。

(権限又は事務の委任)

第二十三条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、国家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣にあっては、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者）に委任することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける者の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条 自衛隊法施行令の一部を次のように改正する。

目次中「自衛隊の行動及び権限等」を「自衛隊の行動及び権限」に改め、「第五節 防衛秘密（第百十三条の二―第百十三条の十四）」を削る。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 自衛隊の行動及び権限

第六章第五節を削る。

別表第十一を次のように改める。

別表第十一 削除

(自衛隊法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 法附則第五条の規定により防衛大臣が特定秘密として指定をした情報とみなされる事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件について、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において前条の規定による改正前の自衛隊法施行令（以下「旧自衛隊法施行令」という。）第百十三條の八の規定により講じられていた防衛秘密の表示をする措置は、施行日において当該情報に係る特定秘密文書等についてされた特定秘密の表示とみなす。

2 施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三條の十一第一項の規定により防衛大臣が防衛省以外の国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日において当該行政機関が現に保有するものは、施行日に、防衛大臣が法第六条第一項の規定により当該行政機関に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は特定秘密とみなす。この場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日以後遅滞なく」とする。

3 旧自衛隊法施行令第百十三條の五第一項に規定する契約が終了するまでの間は、同項に規定する契約業者を法第八条第一項に規定する適合事業者と、当該契約を同項に規定する契約とみなして、同項及び同条第二項の規定を適用する。この場合における同項の規定の適用については、同項中「受ける」とあるのは、「受ける」と、「その他の当該適合事業者による当該特定秘密の保護に関し必要なものとして政令で定める」とあるのは「及び特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第 号）附則第二条の規定による改正前の自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十三條の五第二項第二号から第七号までに掲げる」とする。

4 施行日前に旧自衛隊法施行令第百十三條の十一第一項の規定により防衛大臣が前項に規定する契約業者に対して交付させた防衛秘密に係る文書、図画若しくは物件又は伝達させた防衛秘密であつて、施行日においてその者が現に保有するものは、施行日に、防衛大臣が同項の規定によりみなして適用される法第八条第一項の規定によりその者に提供した特定秘密である情報に係る特定秘密文書等又は特定秘密とみなす。

(内閣官房組織令の一部改正)

第四条 内閣官房組織令(昭和三十二年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

内閣情報調査室においては、次の事務(第一号から第四号までに掲げる事務にあつては、内閣広報室においてつかさどるものを除く。)をつかさどる。

- 一 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下この項において同じ。)の保護に関するもの
- 二 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密の保護に関するもの
- 三 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密の保護に関するもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務のうち特定秘密の保護に関するもの
- 五 内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務(各行政機関の行う情報の収集及び分析その他の調査であつて内閣の重要政策に係るものの連絡調整に関する事務を含む。)

(内閣府本府組織令の一部改正)

第五条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。 ※ 関係省庁と要調整。「独立公文書管理監」は仮称。

第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理監」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文書管理監の定数は一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 独立公文書管理監は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の指定及びその解除の適正の確保に関するものの企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第二十条第三項中「四十二人」を「四十●人」に改める。

別記第一様式(第六条関係)

特 定 秘 密

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第二様式（第九条第二項関係）

有 効 期 間 満 了

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。

別記第三様式（第十二条第二項関係）

指 定 解 除

備考 色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。